

第15回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和5年(2023年)10月26日(木)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者
委員 8名 太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、川口委員、齋藤真希委員、
巢内委員、本田恒平委員、吉川委員
事務局 6名 (松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任、
西村主事)

【太田委員長】 時間になりましたので始めたいと思います。事務局から配布資料について、ご説明いただけますでしょうか。

(資料確認)

【太田委員長】 本日の審議内容は、今後のスケジュールについて確認した後に、計画の素案の検討を進めていくという形になります。まずスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 事前にご連絡しました通り、当初の予定よりもパブコメの実施時期を早めています。また、元々はこちらの10月の回で、素案については大筋まとめるというお話をさせていただいていましたが、もう1回開催できることとなりましたので、次回11月17日の回に最終的に素案を確定させる作業をして、11月22日からパブコメに入っていくという段取りで進めたいと思います。本日は、事務局で作成した素案のたたきを元に議論していただいて、本日だけでは細かいところまで見切れないかと思うので、追加の意見を11月8日までにはいただいて、事務局の方で修正し、次回の委員会までにご提供させていただきます。

【太田委員長】 スケジュールについてご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして、計画素案について全体を確認していきたいと思います。事前に目を通してきていただいているかと思いますが、第1章から順番に事務局にご説明いただきながら確認していきたいと思います。

【事務局】 第1章では「計画の策定にあたって」ということで計画の概略を記載していて、第2章から計画の内容に入っていくという形です。第1章の1「計画策定の背景」では、まずSDGsを目標に国際的な動きがあるというところ、国内での最近の法律の制定の動き、東京都の計画の改定やパートナーシップ制度の導入、そして国立市でのこれまでの計画の策定の経過や条例の策定などを、コンパクトにまとめて記載しています。

2の「計画の名称」についてですが、元々は「男女平等推進計画」だったのを、第5次では「男女平等・男女共同参画推進計画」としていて、次期計画はこれまでの議論を踏まえて「ジェンダー平等推進計画」という形で事務局案としています。その理由については、SDGsを元に、国でもジェンダー平等という言葉が使われているというのと、「男女」というと男女二元論のような印象を与えてしまうというところで、より包括的な表現として「ジェンダー平等」という言葉を使っています。ただ、「ジェンダー平等」と言っても、新しい概念を持つてくるというよりは、今まで国立市の条例にうたわれていた「男女平等参画」、性別、性的指向、性自認に関わりなく個人として尊重されるというのと同じ意味として、この計画で扱っていくというところを確認として載せています。その下にはSDGsについての簡単な説明をしまして、国でもSDGsに基づいて、ジェンダー平等の実現

というように、「ジェンダー平等」という言葉を使っているというところを記載しています。

3の「計画の位置づけ」については以前ご説明した通りです。

計画の期間は、事務局の案として5年間の計画としています。今までは8年間の計画だったのですが、様々情勢が変わる中で、少し長かったというところと、国の計画も都の計画も5年ごとに改定されていて、その計画を勘案して市の計画も策定することになりますので、そちらのスパンと合わせたという形です。

5番は「計画の策定方法」についてです。委員会に市から、計画の策定について諮問をしています。委員会には最終的に市への答申として、計画案をいただきます。その計画案をもとに、市が最終的に計画を決定させるというプロセスです。パブリックコメントについては、委員会で計画案を作るにあたって、市民の方の意見を聞くという形です。委員会は第三者的な立場として、市の方針というよりは独自に案を出していただくのですが、その案を踏まえて市の方でその通りに計画を作成するかどうかというところもあります。現在の計画は、案として答申で出されたものを、概ねそのまま計画として決定したような形ではあります。事務局でサポートさせていただいて、案としていただいた答申と最終的な計画の齟齬が出ないように、事前に様々調整させていただいて作成するという形です。

6番は「計画の推進体制」で、そのあとに出てくる主な組織を並べています。こちらの5つの組織の関係がわかるような図を後程作成したいと思っています。

7番は「計画の基本理念」です。前回も計画の基本理念がありましたが、今回は、ソーシャル・インクルージョンのところと、多様な生き方が認められて障壁なく自分の意思で選択できるというところ、あとは市職員の意識というところがポイントになってきましたので、市職員の意識を高めて、ジェンダー主流化としてあらゆる施策にジェンダー平等として反映させるという3つで、事務局案としていますので、こちらも後程ご議論いただければと思います。

8番は「計画の評価と指標」についてです。期間が5年に短くなりましたので、中間評価は省いて、最終評価を委員会でする形になっていて、これまでと同じように毎年度、推進状況調査報告書を事務局が作成して公表するというプロセスです。

指標についても事務局案として一旦作成していますので、後で様々ご検討いただければと思います。課題の1から7までにそれぞれ一つ以上、評価の指標を設定しています。詳しくは課題をそれぞれ確認する中で見ていただければと思いますが、目標の数値を具体的に置いているものと、増加・減少としているものがあります。方向としては増加・減少だけでも、事務局としては具体的な数値を決めかねているところがありますので、具体的な数値を設定するのか、方向性だけ増加・減少のようにするのかというところをご検討いただければと思います。

9番の「計画の体系」については、概ね前回体系案でお示した通りですが、健康の分野については、課題1の「ジェンダー平等の意識づくり」に載っていたものを、意識啓発だけでなく健康支援に広げて、2番の「様々な分野でのジェンダー平等の推進」の中に持ってきています。

【太田委員長】 第1章で計画を策定するということの基本的なところをご説明いただきました。具体的な計画の内容については、次の第2章以降でということになりますが、いくつかここで議論しておくべきポイントがあろうかと思っています。

まず、計画の名称の「男女平等・男女共同参画」という文言が「ジェンダー平等推進」に変わるといような案になっています。答申を作成した際にも、かなりジェンダー平等という表現を使いながら、内容が作られていたということもあるわけですが、今ご説明いただいたような考え方で、

この計画の名称を「第6次ジェンダー平等推進計画」というふうにするというのが現時点での案になっています。これについて委員会でも確認をして、意見をお出しいただきたいというところです。

2つ目のポイントとしては、第5次の計画が8年間だったのを、第6次は5年間にするという案になっています。これも今ご説明があった通り、国や都の計画に合わせて5年というのが適切であろうというような判断でこういう提案になっているわけですが、これについてもご意見をいただきたいというところです。

3つ目のポイントとしては、計画の基本理念ですが、ここにある3点を基本理念とするということが現時点での案ですが、これについてもご意見をぜひいただきたいと思います。

あとは、評価の方法について、第5次の計画では中間評価と最終評価をするということで書かれているわけですが、中間評価は実施せずにこういう形でやるというような案が示されています。また、数値目標をここに示すということ、あるいは増減という形で目標を示すというようなことが、現時点では案となっていますが、実際に数値目標で示すとなりますと、どんな数値が妥当であるのかということについて、委員会の中でしっかり意見交換をした上で決めていく必要があるかと思います。

第1章については、今確認させていただいた主に4点が重点的に議論するところになるのかなと思います、順番にご意見いただきたいのですが、今お示した4点以外にももちろん重要なところはたくさんありますので、それについては後程またご提案をいただければと思います。

まず名称を「ジェンダー平等」に変えることについてご意見いかがでしょうか。他にもっと良い表現っていうのもこれまで出てきていないですし、少なくとも「男女平等」というものよりはいいというようなのが、これまでのこの委員会でも合意できているところかなと思います。では「ジェンダー平等」というふうに、この委員会の案として出していくということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続いてこの計画の期間についてですが、現在の計画で8年になっているものを、次の計画では5年にするというところです。先ほどの事務局のご説明も非常にわかりやすく、的確な設定なのかなと思われるところですが、ご意見ありますでしょうか。おそらく、また今回も8年がいいのではないかと、5年でも長いのではないかとということも可能性としては考えられると思いますが、他の計画等とのバランスも見て、5年というのが妥当だというふうにも思われますが、よろしいでしょうか。では原案の通り5年ということで、委員会としては意見がまとまったというふうにさせていただきます。

計画の基本理念についてですが、(1) (2) (3)は、これまでのこの委員会の議論や答申等を踏まえて、事務局の方で文言案として作成していただいているものですが、こういった内容こういった表現で、このまま案として一旦定着させていいか、あるいはもっと含めるべき大事な理念を追加するか、表現を若干修正した方がいいみたいなご意見も含めて、ぜひお願いします。

【本田恒平委員】 計画の基本理念というのは、第5次計画の4つの基本目標に相当するものという理解でいいのでしょうか。第5次だと、各目標にさらにセンテンスが加えられていて、若干具体的に思っていると思うのですが、どうなのでしょう。

【太田委員長】 基本理念や目標の位置付けが第5次計画とは変わっています。第5次計画では基本理念が1つ大きな柱としてあって、そのもとに目標が4つ立てられて、それぞれに課題が立てられているというような形で体系化されていたものが、今回の計画案だと、3つの基本理念があり、そのもとに課題が7つ立てられるというような形になっています。

【吉川委員】 少しだけ違和感があるのが、(3)の「市職員の理解を深め」の部分で、基本理念に

基づいてというものの中に、これからやることが入っているようで違和感があります。

【太田委員長】 確かにこの部分はない方が理念としては伝わりやすいですね。

【巢内委員】 第5次計画の基本理念では、「性別にかかわらず」という言葉があります。私たちもこういった文章を作るときに、「ジェンダーセンシティブに」という言葉を入れてみたり、「ジェンダーの視点を踏まえて」みたいなことを入れて、ジェンダーにより着目しているというのを強調したりすることがあります。ただ、この理念自体はとても素晴らしいので、蛇足にならないのであれば、何か「ジェンダー視点を踏まえて」とかがあるとより明確なのかなとは思いました。

【太田委員長】 重要な指摘だと思います。例えば他の人権に関わるような基本計画と、この1番目の基本理念というのは、かなり重複するようなところもあり、あえてこのジェンダー平等のための計画というところをより強く打ち出すのであれば、例えば「ソーシャル・インクルージョンの理念のもと」というのはそのまま重要だと思うのですが、そのあとに「性別にかかわらずすべての人が」というような文言を加えてみると、強調のポイントが見えてきやすくなるかなと思います。

2点目はいかがでしょうか。「多様な生き方」という文言で、性別にかかわらずとかジェンダー平等という含意が割ともう込められた形で社会では使われている表現かなと思いますけれども。いわゆるジェンダーロールにこだわらない生き方が尊重されるべきなのだという含意が、多分ここにあるだろうと。

何となくですが、(1)の理念は環境整備というようなところを想定しての表現かなという感じがしますし、(2)の方はむしろ一人一人の主体性を尊重するという、個に注目した形での理念というふうになるのかなと思います。(3)がその二つの理念の中で、市は何をするのかということを示す理念なのかなという気がします。そうするとバランス的にはいかがでしょうか。このようなまちを作りたい、その中で市民一人一人がこのように生きていけるようにしたい、そのために市はこういうことをやるという。

【遠藤委員】 もうどこでも使っていて反対できない気もするのですが、社会的包摂とか最近よく言われていて、社会の一員として包み支え合うという、この「包み」というのに私は少し引っかかります。包まなくてもいいのではないかと思ってまして。社会的包摂だと思って J i k k a も始めたのですが、到底包摂なんかし切れない人達がたくさんいます。包摂の概念をどう考えるかというのがありますが、包むことによって、支える側が安心してしまうみたいなどころがあって、そうではなくて、どうでもいいのですよと、あなたが言ったように生きていいのだよと言った時に、包みきれないと思うのですね。ソーシャル・インクルージョンと書いてあるので、この「包み」という言葉がなくても社会の一員として支え合うことで十分なのではないかという気はして、あえてこの「包み」というのを私はあまり入れたいと思わないです。米印を書かないのならいいけれど、書くとしたら少し引っかかります。

【本田貴子副委員長】 3ページに、「誰一人取り残さない社会を目指して」と書いてあるので、このところは「すべての人を社会的孤立や排除から守り、誰一人取り残さない社会を目指す」とか、そういうのもいいのではないかなと思います。

【太田委員長】 S G D s の誰一人取り残さないというのと包摂が重なると。

【本田恒平委員】 包摂も誰一人取り残さないも同義で、そこら辺を話すと堂々めぐりするような気はするのですが、包摂というこの含意は、市あるいは社会側がその人たちの課題を把握して認識している上で、その当事者の方々が市のサービスにアクセスできる可能性を潜在的に持っているという

状況であると思います。社会参加を強制するとか、コミュニティに入っていくのを強制しているという含意ではないような気がして、あくまでも個人の選択が尊重されることを前提としているのではないかなと思うので、包摂という言葉でもいいのではないかなとは思いますが。そもそもインクルージョンという英単語の中にそういう含意が入っていて、日本語に直せば包摂となるだけでもあります。

市の理念の1つであるソーシャル・インクルージョンというのを、この委員会ではジェンダー平等に即して、どこに注目して強調していくのかということになるかなと思いますが、この後出てくる様々な細かい計画の中で、多少はみ出す部分をどれくらい許容できるかとか、あえて取り残される選択というのをきちんと保障できるかというのがポイントの1つになってくるというのはあるかなと思います。となるとあえて米印をつけて、そこを強調するというようなことをここに書き込む必要はないのかもしれない、ソーシャル・インクルージョンという言葉は理念としては取っておくけれども、あえて「包む」というところを強調させる必要はないのではないかと。

【遠藤委員】 特に行政がやる時というのは、進もうとするとカテゴライズするのですよね。私たちはそういう弊害を山ほど見ているので、少し懐疑的になっているだけで、別に否定的に言っているわけでもないのですけどね。そこは気をつけないといけないとこだなと思っているので、少し言っただけです。

【太田委員長】 とても重要な点だろうと思います。となると、この案としては、ソーシャル・インクルージョンという言葉の解説なしで、注記なしでそのままカタカナ語として残すのかという話になると思うのですが。

【本田恒平委員】 市民意識調査で、横文字が最近増えていてついていけないという高齢者の方の意見が目立ったと思います。それはLGBT、SOG I 含め、ジェンダーという言葉すらも。計画の理念を普及させる上で、代替案もないので無責任ですが、ソーシャル・インクルージョンという言葉が置き換え可能なのであれば、市の計画としてはそちらの方がいいのかなと思いつつ、ただ便利でかなり色々な含意のある言葉ですので、置き換える時には慎重に判断ということだと思います。

【太田委員長】 「包む」というところに対しては、若干の違和感を持つということも十分にあるものだと思うので、今後計画としてこれが実行に移されていく際に、それがどうなのかというところを考えると、表現を工夫したいところで、米印の注釈は何かしら必要だとしても例えば、社会的に孤立しやすい排除されがちな立場の人たちに特に寄り添うような施策を市としてはやっていくのだというニュアンスをぜひ込めたい。それが必ずしも包み込むというイメージではなくて、例えばそれに伴走するというようなイメージをつけてもいいわけで、とにかく支え合うというこの計画で特に重視している領域についてのソーシャル・インクルージョンというもののイメージが、ここで伝わればいいのかなと思います。具体的にどういった文言がふさわしいのかということは、ここでは決められないと思いますので、また改めてご意見をいただければと思います。

計画の評価と指標の部分ですが、数値目標をこんな形で設定するかどうかというのは、第2章の中身に関わってくる話でもありますので、全体を見ていただいて、その時にここに戻って考えるというふうにさせていただければと思います。中間評価は実施せずに最終評価をとということで、期間的にも無理がないだろうと思いますので、原案の通りということでも問題ないでしょうか。2年目3年目に中間評価をしてその翌年からまた最終評価の準備をするとなると、見るべきデータというのも調整が難しくなるというところもあるかなと思います。

では、第2章の課題1について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 課題1「ジェンダー平等の意識づくり」ですが、現状と課題を最初に書いて、その次に施策（１）、（２）と続けています。現状と課題については施策（１）と（２）の両方にかぶるような形で書いています。アンコンシャスバイアスが問題になっているところであるとか、あと市民意識調査で年代によって意識にばらつきがあるとか、学校での児童が主体的になった取組が重要だとか、パラソルの方で啓発を推進していても広がり切れていないところを、課題としてまとめています。

施策（１）、（２）は前回体系案でお示ししたのとほぼ同じで、若年層の意識づくりのところでは、子どもへの教育のほかに、子どもを取り巻く大人たちへの啓発も進めていくというところで、施策（２）は、単純に意識啓発をすると言っても、これまでもやってきて効果がどうだったかというところがあり、パラソルの方で最近は大学や地域の団体と連携した取組を進めていますので、そういったところを強化して、市から市民それぞれに啓発するというよりは、その団体と繋がることによってその団体内部でも啓発が進むというところを意識して書いています。

【齋藤真希委員】 主な取組③で、保護者、教員、保育士等という記載で、幼稚園の教諭も含まれていると認識をしているのですが、ただ正職員の方は研修を受けているけれども、パートの職員の先生たちはそうでもなくて、例えばお年を召している方とかだと、男の子はこうよね、女の子はこうよねというような声掛けを私は日常的に浴びて、「いやいや先生」と言ったことが何度もありまして、本当にやろうとしたらあまねく全員やらないと意味がないかなと思います。男の子は青とか、女の子はピンクとかいうことも、園によってはすごく強いと思っています。以前話したときも、全部の園で実施したわけではなかったと思います。そういった具体性がこの中にはあまり読み取れない部分もあるので、そこはこれから詰めていくようなイメージですかね。

【太田委員長】 実際に担当する部署がどんな事業をどんな形で実施していくのかに関わるところですよね。そこを詰めていく段階で、細かなやりとりを重ねていくということになるかと思っています。ただ、計画段階としては、すべての関係者がということが、ここには含意されていなければいけないと思いますので、この案の変更箇所として盛り込むのであれば、主な取組③の取組内容にある、「子どもの育成に携わる関係者」というところに、「すべてのあらゆる関係者」というような文言を入れておくとか、そういう形で強調するということができるのかなと思いますがいかがでしょうか。

【齋藤真希委員】 そういった明示的な形がすごく必要かなと思います。細かいこと言うと塾の先生とか学童の先生たちとか、子どもに関わる方はたくさんいらっしゃるので、市でできる範囲のことになるかと思うのですが、ぜひというふうに思います。

【太田委員長】 施策（１）と（２）で、子どもや若者を対象にした施策と、それ以外というふうに分かれています。これについてはいかがでしょうか。おそらくこういう分け方で妥当なのだろうというふうに思いますが、これでも漏れが生じやすくなる場所がないとか、特にここに注目するというカテゴリーを設けてもいいのではないとか、何かありましたらご指摘をいただければ。

【齋藤真希委員】 齋藤美穂委員がいらっしゃったら多分言ったのではないかということをおっしゃるのですが、国立市立の学校に関してはそういったことができるのでしょうか。都立や私立など、国立市の管轄ではない学校に関しても、こういった学校教育の推進というのは非常に重要になってくると思います。齋藤美帆委員が前におっしゃっていたのは、都立学校も先生によってはアンコンシャスバイアスが強い方もいらっしゃって、中学校を卒業した子がそこに行ったときにギャップを受けるみたいなことはあり得ると思うので、どれくらい国立市できるのか分からないですが重要な観点かなと

思っています。

【太田委員長】　　すごく大事なところだと思います。学校教育に関わる場所だと教育指導支援課がやっていくことになると思うのですが、都立高校や私立の学校には、パラソルの方で講師を派遣したり一緒に連携して授業を作ろうということをして現在進行形でやっていたりもするので、施策（１）と（２）を掛け合わせるような形で実際にパラソルではそういうこともやっているということを出せると、よりそのところが見えやすくなるのかなと思います。

【川口委員】　　ジェンダー平等の意識づくりということで、若年層の意識づくりに焦点を当てるのは大事だと思うのですが、もう１つ国立市のような特性を持った市だと少し難しいところもあるのかなと思いつつ、市民等への意識啓発の中に、事業者等に対してというところが入っています。市民が国立市で働いている人たちだけではないと思うのですが、市民に関しては公民館や大学の連携なども、かなり積極的にやられているのかなと思うので、特出しにするのかどうか分からないのですが、事業者に対してもう少し明確な施策があったらいいかなと思います。

答申に対する担当課の回答を見ますと、入札とか調達の中で条件を設けるのは難しいというところですが、自治体でおやりになっているところはお聞きしたことがないのですが、企業ですとサプライチェーンの関連企業に調達方針を説明するみたいなことはあると思います。人権や環境について、当社はこういう方針で運営しておりますぜひご理解いただきたいといったようなものがあるので、例えばそういったものとか、強制的にすることは難しいにしても、国立市がどういう条例を持っているという趣旨で運営をしているのかというのを、ご理解いただくような機会があってもいいのかなと思いました。

【太田委員長】　　とても重要なご指摘で、評価の際にも事業者向けの働きかけがいかにか難しいのかというのは共有してきました。主な取組の市民等への意識啓発に事業者が入っているわけですが、市民向けと事業者向けを分けるというのもありですね。

【巢内委員】　　事業者向けというのに関連して、大学などの教育機関が国立市は幾つかあると思います。ちゃんとしたデータを見たことがないので分かりませんが、一般的に大学や高校などの教育機関だと、様々な意思決定者というのは男性が多かったり、男性的な組織だったりすると思います。大学自体もその事業体として、大学が自分たちでやることではありますが、市がパートナーでもあるし、私たちが市民として見ているというのはあるかなと思いました。

もう１点、ジェンダー平等的な意識をみんなが広く理解していくのが重要であるという、まさにその通りだと思うのですが、同時に、例えば女性たちは自分にいろんな権利があって、それを発表していいのだとか、アイスランドでありましたが女性たちがストライキをやって、無償労働、有償労働とともにやらないみたいなことをやっていたわけですが、意外と盲点というか、女の人たちは自分の権利を知っているのかしらと思うところがあります。男性や幅広い人たちに訴えるのも大事なのですが、当事者たる女性のご自身の権利とか、変えたい立場というのを広く理解をして、声を上げていいというふうに思えばいいかなと思います。それをどう入れるかは工夫が必要ですが。

【太田委員長】　　すごく重要なご指摘だと思います。おそらくこの後も出てくる課題のいろんなところに関わってくるところかと思うので、それぞれに入れ込んでいくという意識があるといいのかなと思います。他も見ながら、どんな形で今のご指摘を盛り込めるのか考えていければと思います。

【事務局】　　課題２は様々な分野でのジェンダー平等の推進ということで、職業と家庭のところ、防災、そして新しく課題１から持ってきた健康分野です。現状と課題では、男性と女性の労働力率、

休職中の方を含めてどれだけの方が労働力としてなっているか示す率、女性のほうはM字カーブと言われるのが徐々に台形に近づいているというところを記載しています。

また、就労を継続しながら子育てをするというところで、子育て支援が必要だということですが、少子化になってきているということもありますが、保育施設の新設などによって待機児童が減っているというようなどころとか、介護サービスも保育と同じように重要だということと、介護の場合はその予防という観点もありますので、そのところを言及しています。

防災については、総合防災計画を改定したところで、この後は避難所運営マニュアルに物資はどうだとかDV被害者が来たときはどう対応するのかとか、そういうことを詳しく書いていくというところ です。

健康の分野では、国の計画でも都の計画でも、身体的な性差、もしくは社会的に例えば男性の方が過重労働になっているので自殺率が高いとか、そういったところの性差があるというところを踏まえた支援がうたわれていますので、それに沿った形で入れているのと、あと性的マイノリティについても自殺のリスクが高いというところを言及しています。

施策（3）は基本的に前回の体系案と同じですが、前回ご指摘いただいた女性の職業への参画とか、男性の家事への参画というところの表現は改めています。施策（4）の防災も前回の体系案と同様です。施策（6）の健康分野は、性差医療というところを踏まえつつも、性差だけではなく、それ以上に個人差というところがあり、多様な性の観点を踏まえた上でというところでこのような記載をしています。

【太田委員長】 課題2は様々な分野でのということと、ありとあらゆる分野がここに入るという想定になるのかなと思うのですが、今のところ分野として挙がっているのは仕事と家庭、日常生活の中のということと、防災と健康支援というところになるでしょうか。

【巢内委員】 性と生殖に関するヘルスリテラシーの向上のところと、「妊娠出産をめぐるって」のところですが、フェミニズムから見ると、性と生殖に関する健康と権利、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツというのは、産むか産まないかを女性が決める、私が決めるというスローガンがあって、産んでもいいし、産まなくてもいいし、でもその自己決定が尊重されるべきだということから始まっていると思うのですね。ここでは、例えば性感染症のこととか、月経困難のことが書いてあるのですが、妊娠や出産や中絶、避妊に関しての基本的な権利が守られるべきだというのが、一般的には国連の人口基金とかが出している提言とかに入っているのですね。それはすべての人の基本的な権利であるし、性教育とか暴力も包摂するような大きな概念として使われることがあるかなと思いました。

「若い世代の将来の妊娠や出産に備えた健康管理」のところですが、これもフェミニスト的に見ると、産むことに対して備えなければいけないのが女性、若い人をそういうふうに見るのかというのは若干の違和感があって、もちろんよく考えれば、健康に配慮しているということにはなるのですが、産まなければいけないというプレッシャーというふうに捉えられないのかなと思いました。

【太田委員長】 産みたいという人の健康だけが支援されるべきなのかということですよ。例えばプレコンセプションケアに関わる記述については、産むか産まないかの選択を助けるような情報提供や支援というようなことも文言として入れられるといいのかなと思いますし、主な取組にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツの観点が何か入ってくるといいなと思いますよ。

【巢内委員】 フェミニズムだと性の自己決定権みたいなことが議論されますので、妊娠、出産、避

妊、中絶に関して、自身の望む形でそれが実行できるとか拒否できるとか、そこまで書くとはっきり書いてしまうのですが、そういうのがあった方が分かりやすいと思いました。

【太田委員長】 SRHRに関しては、課題1の意識づくりにまつわる情報発信や啓発活動のところにも入れておくと、より伝わりやすくなるかもしれないですね。

【齋藤真希委員】 課題1には、確かに避妊とかの観点は一切入っていないので、それを自分で決められるということ自体も、学校教育のところに入れておく方がいいと思いました。避妊とか中絶の権利のようなものが、この中に入るといいですね。

【太田委員長】 学校教育の推進というところに、人権尊重とか包括的性教育を想定している文言が入っているにもかかわらず、関連事業としては偏りが目立つ感じがしています。この性暴力・性犯罪対策の教育というのは非常に大事だと思うのですが、今性教育全体がこれに取って代わられるみたいな風潮があるみたいなのも気になっているところで、ここのバランスも表現を考えながら工夫していきたいと思っています。

【巢内委員】 M字カーブではなくなってきたということが好意的に書かれていて、それはそうだと思うのですが、例えば他の国等で、女性が社会進出をしているということとか女性の地位が高いということが、イコール女性の労働参加率が高いというわけではないというのが、いろいろな研究でわかってきていて、特に日本の場合は顕著だと思うのですが、働いてはいるけれども非正規職になっているみたいな形になってくるので、労働力として搾取されながら労働市場にいる、そのことがイコールその女性の地位の向上とかジェンダー平等ではないのかなと思います。

社会主義国のケースがそうですけれども、みんなが就労すれば平等ということではないので、例えば賃金のことに触れていただくとか、非正規・正規の労働者の割合に触れていただく等して、確かに女性も労働市場に参加することの良い面はあるわけですが、賃金の著しい不平等とか、管理職における女性の数が余りにも少ないとか、全般的に仕事の面における女性の地位が極めて低いというところを解消するのが必要だということを入れていただくバランスがとれるかなと。

【太田委員長】 そうですね。確かに労働力率ではこういうふうに移しているけれども、ここには表れない課題があるということ、現状と課題の認識のところに入れていくというような、そういうことになりますよね。とても大事なご指摘だと思います。

【川口委員】 政府においては2023年の骨太の方針等で、女性の経済的自立という言い方をし、M字カーブの後にL字カーブ、正規率が30代から下がっていくというような言い方をしますので、ご存じかと思いますが一応発言させていただきます。

【太田委員長】 事務局の方では言葉の使い方に配慮して文案を作ってくださいっていると思うのですが、例えば性の違いに配慮した支援ということと、多様な性を前提とした支援というようなことで、どちらも大事ということが目立つような形で書いていただいているところとかですね。いろいろと細かく配慮していただいているところもありますので、じっくり読んでいただいておりますので、ご指摘いただければと思います。

では課題3について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 課題3はDVの根絶と被害者支援ということで、相談件数では女性が多いという状況ですが、市民意識調査では、男性の被害も相談件数の差ほどは少なくないということとか、男性の方が「相談しなかった」の回答が多いというような辺りを触れていて、配暴センターの設置に向けた課題についても書いています。施策(6)、(7)、(8)は、基本的には前回の体系案の通りにな

っています。

【本田貴子副委員長】 19ページの表の下に書いてある「標本数が少ないため注意が必要」というのは、パブコメに出す時もこれを入れるのですか。

【事務局】 男性60%というのも、DVを受けた方向十人かの中での割合ですので、標本数が少ないということの注意書きを入れています。正確性が劣るところです。

【太田委員長】 こういう注意書きはあった方が多分よろしいわけですね。誤解を避けるためにということ。

【本田貴子副委員長】 あった方がいいと思うのですが、この記載方法ですと、一般市民の方が見たときにどう感じるかなと思いました。

【事務局】 この言葉を見たときの理解のされ方はいろいろあるかと思うので、より明確にさせていただきます。

【太田委員長】 では課題4について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 課題4については困難な問題を抱える女性等への支援というところで、基本的には困難女性支援法に基づく内容を入れているところですが、「女性等への」ということで、必ずしも女性に限らず、男性の性被害者というような観点も盛り込んでいます。

コロナ禍を経て相談件数が倍増したというところや、女性パーソナルサポート事業も先進的に行っているというところを記載しています。ひとり親家庭のところでは、まだデータが出ていないため記載していないのですが、母子家庭と父子家庭の収入の格差が大きくありますので、ひとり親というところに加えてジェンダーの格差が困難性に繋がっているというような記載をしています。プレシグナルについても、一定の条件のもとに支援の対象になる場合があるというところ。あとは外国籍かつ女性の複合的な課題のところも、新法に基づく計画を策定するにあたってはその辺りを深掘りしていく必要があるというところ。性暴力被害者については、市の方でも相談窓口としているのですが、具体的なサポートを求めるとなると、より専門的な機関に相談されるというのが、被害者の心理かなというところ、警察とか東京都の専門部署の方におそらく繋がっていて、市の方にはなかなか相談が入っていないというところ。施策(9)と(10)は概ね前回の体系案の通りです。

【齋藤真希委員】 課題3のDVのところでも思って、困ったときの支援についてはここに書いてあるのですが、困る前に、そういうことが起きたらここに駆け込んで良いみたいな、教育とか認知の向上とか、そういった方向性のものがどこかにあるといいかなと思いました。人権という大きなフレームと、DVを受けた場合というのはこういうふうな動きをして良いですとかいう教育もしたほうがいいのだろうなど。受け皿はあるけれど、知らないと助けを求めることも難しいかなと。

【太田委員長】 課題1の方にもう少し具体的な形で入れていくのがいいですかね。

【齋藤真希委員】 若い時にそういう教育を受けるのも大事ですし、大人になってからはどこで受けるのだという感じですけどね。少なくとも若年層の時に、逃げる場所のことはぜひ知っておいて欲しいと思います。

【太田委員長】 関連事業にあがっている性暴力・性犯罪対策の教育だと、家族とか親密な関係性の中で起こりうる暴力とか、その時にどんな困難があって助けを求めにくいかというところがメインには入ってこないような内容の場合もありますので、どうなのでしょう。諸外国の性教育実践の中身を見ていくと、まずは人間関係のところからきちんとこう捉えていって、性的な関係の中でどんなことが起こりうるのか、予防についても何か困ったことが起こったときのことについても、そこでまとめ

て話をするみたいなことをよく見かけたりします。包括的性教育は、テーマごとに区切れないところに大事なポイントがあるみたいなところで立てられている概念でもありますので、事業の立て方というところでもう少しそういった観点を含んだ工夫を求めたいということ、ここに入れ込めるといいのかなと思いました。そうすると、課題4の方では実際に困ったことが起こって支援を必要としているという時のことに、特化して書くことができるという。どんどん課題1のところ膨らんでいく感じもしますが。

【遠藤委員】 若年層の意識づくりのところで関連事業にスクールカウンセラー面談とありますが、スクールカウンセラーという不登校や引きこもりなどが多くて、実際に性のことで話せるのかと、以前も保健センターがその窓口になったらいいのではないかという話をした気がします、学校の中に性暴力、性犯罪、デートDVとかそういうことについて、女性であるからこそなかなか相談できないし悩んでしまうというのは、その整理の問題もあると思うのですが、そういう窓口があるというのは何かの形で知ってもらった方がいいと思います。

せっかくスクールカウンセラーが入っているのだったら、それに匹敵するようもっと専門的に性的なことを女性であるから受ける窓口が、あるいは多様な性の相談というのも当然あると思うので、市民にはパラソルという窓口もあるけれども、学校にそういうものがあつたらいいなと思います。

【太田委員長】 実際に市内の学校で行われている教育の中に、その部分がどれだけ入っているのかよく見えないところがあります。何か必要だというふうになったときに、市内のどんなリソースを使って案内ができるのかとか、どうなのでしょう。

【遠藤委員】 相談者がJ i k k aに来るときは、既に弁護士の話になっているのですよ。ただそのずっと手前で、おそらくいろんなことをされて、あるいは相手が先生だったりもして相談できないと言って、家の中でお母さんとかと相談しても悶々として辛いと言って、心療内科に行くみたいな。もう解決しないし、それで諦める人もいるけれども、諦めきれないと弁護士の相談に行っても、弁護士さんにしたら、個人的にやるのは大変だから支援してくれる団体があつた方がいいよということで回ってくるとか、あるいはうちにきても弁護士相談につなぐとかいうレベルになるのですよね。だからもっと早い段階で、変だなと、嫌だなと思った時に、パツとご相談できるところが、身近なところで必要なのだと思います。

【太田委員長】 東京都が去年、若者ヘルスサポート事業を始めましたが、あれも若者がちょっとした相談に駆け込めるような場所を公的に設けましょうということでパイロット的に始まったものだと思いますが、そういうのを自治体として設置していくというのもありで、パラソルが多分そういう機能を果たしてくださっているのだと思いますが。特に若い人たちの体のことや人間関係のことの相談をここで聞いてもらいますみたいなところを、何かしら分かりやすい形で学校を通じて子どもたちにも伝えていくというようなところが、スクールカウンセラーの中には入り込まないところになるのだろうと思います。

【事務局】 学校現場の中でそういった話を受けるのは、養護教諭の先生方がそういった立場だと思います。公立については養護教諭の先生たちの会合が定期的にあります、私たちも以前L G B T Qの取組などを共有するために、先生たちにお話させていただいたことがあります。ただ、今の議論は高校とか私立も含めてというところの議論だと思いますので、この中に書けるかどうかというところは一度持ち帰りたいと。

【太田委員長】 弁護士が入るような状況になる前で支援を受けられるようなところだと、例えば民

間の電話相談というのがかなりその部分を請負っているという実態があるのかなと思います。そういうところで話を聞くと、公的な機関ではない方が話をしやすい、学校では話せない、市がやっている窓口でも話せないという話をしてくる子どもたちというのもいるわけで、いろんな使えるリソースを組み合わせて提供できる体制というのがいいのだろうなとも思います。いろいろと必要なところが出てきそうなので、次回もこの辺りを重点的に意見交換ができるといいのかなと思います。

【本田恒平委員】 答申との関わりで記述が薄いのかなと思ったのが、精神的な課題を抱えているケースがコロナ禍でも増えたし、受け皿が少ないというところで、答申への回答でも「今後の支援に生かしていきます」と書いてあるので、これは強調していいのかなと思います。課題4の現状と課題のところ、生活困窮、性被害などが冒頭に書いてあって、精神的な課題というのが強調されていないと思うのですが、例えばこの中の、「女性の抱える問題が深刻化したことなど背景に、相談件数が急増しました」のところに付け加えておくべきかと思います。せっかく答申で強調しているので、ニーズがありつつも少ない精神的課題に対して、取組の中で、増やす検討をするぐらいは書いていいのかなと思います。

【太田委員長】 その辺のバランスも考えながら、入れていけるところに入れていくべきだろうと思います。課題4については、主な取組が細かく書かれているところでもあり、それだけ様々な取組が求められているということでもあると思うので、取りこぼしがないように。

【本田恒平委員】 複合的課題に関しては答申で書かれていて、素案でも様々なニーズへの対応として主な取組の②である程度盛り込まれているのかなと思うので、対応関係的には提言の⑩に対するものが必要かと思います。

【太田委員長】 関係機関との連携みたいなのところにもう少し入れられそうな気がしますし、文言を工夫して、きちんと見えるような形で記入していくということでもいいかと思います。

では続いて課題5について事務局からお願いします。

【事務局】 課題5の性的マイノリティへの支援のところ、現状と課題については、アウトティング禁止条例をはじめ、国立市が先進的に取り組んでいたこと、一方で市民意識調査でも見えてきた通り市民の方の中には、反発するような声があるということで、そこを丁寧に対応していくことが大切だろうということです。パートナーシップ制度については、市民意識調査の中でもパートナーシップ制度だけではなく同性婚が必要だというようなことが書かれていまして、法的効力がないというところの記載をしています。あとは、国立市が先進的に始めた若年層の居場所事業のことも書いています。また、健康分野のところとも関連しますが、性的マイノリティの様々な困難性がある中で、データとして出て来やすいところとしては自殺リスクがありますので、そちらの表を載せています。あとは、前回の体系案では施策の中にトイレのあり方を具体的に書いていましたが、少し具体的すぎるというところがありますので、現状と課題のコラム的なところに落とし込んで、トイレの関する誤解や様々な声に対応するような形で、いろいろなニーズに応じたトイレのあり方が必要なのだというところを矢川プラスの例を出して説明しています。

施策(11)、(12)については前回と概ね同じで、事業者への働きかけのところでは、以前ご指摘いただいた通り就労についても文言として入れています。

【本田恒平委員】 都のパートナーシップ制度が始まったときに、国立市の制度との連携という話があったと思うのですが、それは今どういう話になっているのでしょうか。主な取組③の関連事業で、制度の周知・運用とあり、これは国立市の制度を使って欲しいというものだと思うのですが、都の制

度がどういうふうに関わるのかなど。

【事務局】 国立市と東京都の方で、制度が二重になっていますので、それぞれの制度の利用者が両方の証明書を取らなくて済むように、連携の体制をとりまして、国立市の証明書を持っている方も、都営住宅などで東京都の制度と同じような扱いを受けられることになっています。一方で国立市の制度は、必ずしもパートナーシップの方が全員パートナーシップ証明を取られるわけではないので、可能な限り証明書がなくても、パートナーだということを踏まえて、配偶者等に関わる制度を適用しようという考え方でできていますので、証明がないとできないというもの自体がないので、東京都の証明書を国立市の制度に具体的に活用するというにはなっていません。民間事業者の方も、国立市の証明書が、病院や不動産の部分で活用できるように、東京都からも周知していただいています。

【太田委員長】 取組③のパートナーシップ制度の活用というところも、必ずしもこの制度を活用しなくても、不便がないようにやっていこうという方針ということなので、多少ここも表現を工夫して、そのあたりが伝わるようになっていった方がいいかなど。パートナーシップの認定というのはあくまでも、今必要な場面があるから過渡的というふうなことなのだろうと思われるので、皆が登録してくださいというふうに言っているわけではないということですよ。

【事務局】 民間事業者とか、あとは東京都もそうですけれども、国立市以外の様々な機関では、証明書が必要な場面がありますので、そういった場面で活用していただくというニュアンスです。

【本田貴子副委員長】 「男女別トイレがなくなるのではないかといった懸念の声が上がっています」というのを書くべきなのか、書かないほうがいいのか。これをパブコメに出すときに、市民意識調査の経緯を知らない人が、ここを読んで、ここだけを取り上げるかもしれませんので、わざわざ書かなくてもいいのかなどと思います。あと「だれもが利用しやすいトイレのあり方」についても、こうでなければならないみたいに捉えられて、これからこうやって作るみたいになってしまう懸念があります。「だれもが利用しやすいトイレができました」ということで、矢川プラスの例を紹介するような感じで、多様な性のあり方みたいな書き方はいいと思うのですが、トイレのあり方がこうあるべきみたいに書くのは少し危険かなどと思います。

【太田委員長】 トイレの記載については本当に悩ましいところであると思います。実際に市民意識調査でこういう懸念の声が上がっていたのは事実なので、市としては何かしら受けとめる必要があるのだろうと思うのですが、違う角度からこの文章が読まれる可能性はありそうな気もいたします。特に理解増進法をめぐって出された意見なんかを見ていると、当事者へのバッシングや混乱を招かないようにとあえて記載をすることで、多数派の権利をどうするのだといった意見が上がってきそうなどころも懸念されます。ここは時間をかけて表現を考えたほうがよさそうな気がしますので、皆さんの方でも文章表現や盛り込むべき内容について考えて、案を寄せていただければと思います。

では課題6について、事務局からお願いします。

【事務局】 課題6は市内におけるジェンダー平等の推進というところで、まず審議会の委員の比率がこれまでは各審議会でも男女30%以上のものを、全体的に増やしていくということが目標になっていました。2020年に策定された国の最新の計画では、今までは30%だった市町村の審議会の数値目標が40%に引き上げられたということもありまして、そもそも国立市の審議会も全体では女性が32.5%で、30%を既に到達しているというところで、次のステップというところで国に合わせて40%という案にしています。

一方で、職員意識調査などでも見えてきたところは、例えば銀行の支店長が集まるような連絡会で

あるとか、市内の内視鏡医師が集まるような連絡会であるとか、すごくピンポイントで、政策の議論というよりは、関係者が集まる連絡会という要素が強い会議体もありますので、そちらまで40%という目標をしてしまうと、その達成が難しいだろうというところで、個別の事情を勘案した上で、市政全体として40%に到達するのがいいのではないかとこの案を設けています。

あとは、これまで通り男女ともに数値目標を設定するのか、女性だけにするのかというところで、東京都では男女ともに40%としていまして、いくつかの自治体では女性だけ40%もしくは50%というところもあります。両方とも40%とした場合に、男女どちらでもいいところが20%しかなくなると、選任の幅が限定されてきてしまうというところがあります。あと、例えば委員が4人の会議体ですと、男女とも40%にしてしまうと、ノンバイナリーの方の登用が事実上できなくなってしまうという課題もあります。

特定の性が6割を超えないようにといった言い方についても、男女二元論に立てば、特定の性が6割以内であればもう一方の性は4割以上になりますが、男女どちらにも当てはまらない性の方がいるという前提に立った時に、男性が仮に50%であったとしても、ノンバイナリーの方が30%いたとすると、女性が20%になってしまい、女性を40%という目標が達成できなくなります。

そのあたりを総合的に勘案して、一旦事務局の案としては、全体としてジェンダーバランスに配慮するということはどういうことか、目標数値としては女性のみ40%と定めています。

管理職と育児休業のところは、以前ご説明したものと概ね同じです。職員の意識啓発については、全体的に正職員と会計年度任用職員で見ると差がついているということと、プライド指標のあたり、あとは、審議会の意見についても職員意識調査で、性別情報を取るなど言ったり、区別しろと言ったりというところの疑問がありましたので、性別欄とジェンダー統計の関わりを示しています。また、職員意識調査の中で、女性の管理職登用となると女性としての代表になっているのだというような意見がありましたので、そのあたりのことを書いています。施策(14)、(15)については概ね体系案の通りです。

【太田委員長】 項目は多岐にわたっていますけれども、特に重要になってくるポイントが今時間をかけてご説明いただきました審議会委員あるいは管理職等における偏りの是正というところを、どんな数値目標に落とし込むのかというところと、まずは40%、もしくは60%を超えないというところの数値目標が妥当であるかどうかということと、女性の比率というところを指標にするのか、あるいは特定の性別というところにするのかということが、委員会としての意見交換をきっちりしておくべきところなのかなと思います。

【齋藤真希委員】 女性及びノンバイナリー、要はジェンダーマイノリティになっている人たちが目標設定するのがいいのではないかなと思います。ノンバイナリーと書きたいという気持ちです。

【太田委員長】 例えば福祉系とかでは圧倒的に女性が多いというところもあって、その偏りもまた問題なわけで、女性のみあるいは女性とノンバイナリーとして男性を登場させないと、女性が多数派であるところの問題性という偏りが視野に入ってくなくなってしまうというのもあるので、特定の性別がという方が、両方をカバーできるのかなという気もしますがどうでしょう。男性5割、ノンバイナリー3割、女性2割みたいなことが現実であり得るかどうかかわからないですけども、それでも男性が6割でそれ以外が4割というよりは、多様性というところでは確保できているともいえる。

【川口委員】 用語の難しさというか、当人自身がノンバイナリーという形でアイデンティファイしていないとか、ノンバイナリーという用語がどこまで広まっているのかというのが、非常に難しいところ

があると思うのです。基本計画の中であえて書き込んでいくことの積極的な意義ということも当然あると思うのですが、市全体の計画となるとその辺りも少し難しいのかなと感じなくもないなど。齋藤真希委員のご提案になるほどと思いつつ、同時に少し難しさを感じているところで、私も特定の性がというのが、バランスがとれているのかなと思います。

【太田委員長】 もっと時間をかけて議論すべきことを明らかなのですが、ひとまず次回に持ち越しということでもよろしいでしょうか。

課題7について、事務局からお願いします。

【事務局】 特定の性別というところについても補足ですが、審議会の委員の方の性別については承諾書などに性別欄を設けて、任意という形で出させていただきます。そちらで男性、女性と書いてくることもあれば、任意なので空欄ということもあります。空欄の場合にその方がノンバイナリーだということではなくて、性別を言いたくなかったとかいろいろな事情があるのだらうと思いますので、どちらにも分類されない方が必ずしもノンバイナリーであるかというところと違ってくるのかなということと、それと同じように特定の性別が6割を超えないようにといった言い方をした時に、男性が6割と、性別が未記載の男性的な方が残り4割を占めるということは、可能性としてはあるかと思えます。

課題7は推進体制の強化というところですが、パラソルの方で様々取り組んでいて、相談件数もコロナ禍で増えたのですが、全体的に認知度が広まっているかということ、今ひとつというところ。また、業務が増えている中で、当初設置した時のスペースの問題と、予算の問題もありますけれども、そのあたりの体制が限られているのが課題であるというところ。

あとはマッチングプロジェクトを機に、市職員の意識向上にも繋がったところですが、苦情申出に対応する中で、市の内部では見えてこなかったところの施策を発展したという意義があるというところの記載をしています。施策（16）、（17）については概ね前回の体験案の通りです。

【川口委員】 パラソルの認知度ですが、他市と比較するとどうでしょうか。

【事務局】 前回配布資料1の担当課回答の24番では、立川市、多摩市、国分寺市のセンターの認知度を記載しています。ただし、貸館をしているとか以前からやっているとか、パラソルと単純に比較できないところはありますが、10%というのはなかなか低い方だということになります。

【太田委員長】 立川市の49%という数字を見ると、あそこは貸しスペースもいっぱいあって、図書館も同じ建物に入っていたりして、抜群に市民の方の利用度が違うというのがあって、パラソルの立地は国立駅に近いというのは国立駅利用者にとっては使いやすいという面もありますが、他の駅を利用している人にとっては、そもそも知らないというのは立地にもよるところで、本当に小さなスペースであれだけの活動をやってくださっているの、例えば隣に会議室とか図書館みたいなスペースがあれば変わってくるだろうなというところ。ただ、施設の問題は今すぐには何ともしがたいところもあるので、計画に盛り込むのは慎重になるというところ。

【遠藤委員】 立川市のアイムは、別に男女平等の意識で使おうというのではなくて、いろんな人たちが便利で、会場があるから使っているということであって、利用頻度ではなくて、そこでやっている活動に対して、市民や利用者さんが求めるものの密度というか、そういうのを見ないと、どういう意味で利用されているかよく分からないと思うのです。アイムなんて別に誰だってみんな使っているわけ。会場がいいし立地がいいから。男女平等参画ステーションだからそこを使おうというので、どのくらい使われているのかを、調べた方がいいような気がします。

【太田委員長】 そうですね。ただ意識せずに会場として使っているだけでも、離れているポスター

が目に入るとか、トイレに入ると必ずDVについての啓発カードが配られるとかは、効果としては大きいのかなとも思い、立川市と同じことを国立市でやるわけにはいきませんので、悩ましいところですけども。

では、全体を振り返ってお気づきの点があれば、いかがでしょうか。

【本田恒平委員】 DVの防止について、これも答申との関わりですが、加害者プログラムについて検討して欲しいという提言の回答で、支援体制を検討してまいりますというようなことが書いてあるので、取組の中に検討を入れていいのではないかなと思います。

【太田委員長】 施策（6）のところには、加害者へのアプローチ方法の検討というのが関連事業として入ってはいます。ただこれは啓発ということになっているので、加害者更生プログラムみたいなものとは直接的には繋がってこないところかもしれませんが、アプローチ方法というところでは広く入ってくるところでもあるかなと思います。次回、もう少し詳しく確認できればと思います。

【巢内委員】 今日たまたま別の自治体で、難民の妊婦さんの同行支援をさせていただきました。その際に、入院助産制度の申請をその難民の女性がされて、健康保険がない方に対して政府から出産費用を出すという制度の申請だったのですが、言葉の問題もあるのですけれど、入院助産の制度があるということをもともと知らないで、出産費用をどうしようかということで長期にわたって悩んでいたのですね。妊娠8か月近くで、今日申請をして下りるまで時間もかかってぎりぎりの状態です。

その自治体の方とお話をしていて、すごく一生懸命お聞き取りしてくださってはいるのですが、背景説明というか、なぜこの方が日本にやってこられたのかとか、仲介して説明することはすごく必要で、パートナーの方がある程度日本語ができるのですが、細かいニュアンスとかを説明するのはすごく難しかったのですね。

そういうのをなくしていくために多文化ソーシャルワーカーという人達がいると言われているのですが、SOSを出しにくい人のSOSを、行政の方もすごく親切なのですけれどキャッチするのが難しいのですね。そこを何とか埋めていくような、きめ細かいサポートを何とかもう少しという。

【太田委員長】 そこも次回、重点的に意見交換ができればと思います。では、またお気づきの点がありましたら、メール等で事務局宛にお送りいただけると、次回の準備がスムーズになるかと思えます。最後に次回の進め方について、事務局からお願いします。

【事務局】 本田恒平委員からも何度か、答申で皆様から出していただいた提言が、今回の計画案にどのように盛り込まれているかという視点で見させていただいています。提言をすべてそのまま載せているわけではなくて、提言の内容によって入っていたり、具体的な取組によって進めていたりすることもあると思います。もちろん全体を見ていただきたいのですが、特に次回までの間に、皆様のそれぞれのグループで出した提言が、本日お出した資料の中で、どの辺に載っているのか、またはいないのかという点も含めてご確認いただいて、また次回の議論に反映いただければと思います。

次回は、11月11日木曜日の5時から本日より同じ会場です。11月8日水曜日までに、追加の意見がございましたらいただければと思います。

【太田委員長】 2週間ほどになりますが、ぜひご確認をお願いいたします。次回はもう少しポイントを絞って十分に議論が尽くせるようにして、パブコメの準備を済ませたいと思います。本日も協力いただきましてありがとうございました。

— 了 —